

仕 様 書

- 1 契約件名 使用済車両の売却（国費１）
- 2 車両台数 21 台 （四輪 20 台、二輪 1 台）
別紙「車両一覧表（国費１）」のとおり
- 3 引渡場所 生活安全部機動警察隊（滋賀県蒲生郡日野町北脇 1 番 3） 17 台
滋賀県警察本部（滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号） 1 台
彦根警察署（滋賀県彦根市古沢町 660 番 3） 1 台
交通部交通機動隊（滋賀県栗東市大橋 7 丁目 1 番 10 号） 1 台
東近江警察署（滋賀県東近江市八日市緑町 26 番 18 号） 1 台
- 4 引渡期間 売払代金の納入後から令和 7 年 12 月 10 日（水）までの間
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 5 履行期限 令和 8 年 2 月 27 日（金）
当該期限までに解体・スクラップをすべて終えること。
- 6 引渡条件等
 - (1) 買受人は、指定された納入告知書により納付期日内に代金を支払うものとする。
 - (2) 車両の引渡しについては、売払代金の納付確認後に行うため、買受人は金融機関の受領印が確認できる領収書の写しを提出すること。
 - (3) 引取作業中の事故等に十分注意することとし、万一、引取作業により発生した損害については、買受人が賠償の責任を負うものとする。
 - (4) 現状渡しとし、引渡後の不調、故障及び事故についての補償は一切行わない。
- 7 処分方法
 - (1) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」（平成 14 年法律第 87 号）に基づき適法に処分すること。
 - (2) 全ての車両について、解体・スクラップを行うこととし、形状又は構造の分解又は破壊を行い、容易に回復できない状態とすること。
 - (3) 警察車両として特定できる部品（車体番号部、警察色の外板等）は再利用できないよう確実に破砕すること。
 - (4) 積載物等の処分に別途料金が発生する場合は、買受人の負担とする。
- 8 提出書類

- (1) 自動車リサイクル法に基づく引取業者・フロン回収業者の登録等の通知書の写し
- (2) 解体業・破砕業の許可証の写し
- (3) 古物商許可証の写し
- (4) 受領書

車両の引取りが完了後、速やかに提出すること。

- (5) 全車両の解体・スクラップ前・途中・後の写真を掲載した報告書

各車両が判別できるように報告書に車両番号等を記載すること。

- (6) 解体通知文書

警察において永久抹消登録を行うので以下の事項を記載すること。

ア 車両の引上日

イ 車両登録番号及び車名（車両登録番号は受注者に通知するものとする）

ウ 車体番号

エ リサイクル券番号（移動報告番号）

オ 解体通知

9 転売禁止

警察用装備品等の付属品にあつては、一切の転売を禁止する。

（例）・無線機格納装置（関連装置を含む。）

・警光灯（関連装置を含む。）

・サイレン（関連装置を含む。）

・各種スイッチ（関連装置を含む。）

・速度取締用スピードメーター（関連装置を含む。）

・LED式表示装置（関連装置を含む。）

・金網等防護装置一式

・警察マーク（旭日章）

・警察名その他警察保有物品であることを示す標識、記号

・その他、台座、ステー等、滋賀県警察が指示する部品

10 リサイクル料金

解体に伴いリサイクル料金未納分が判明した時は、買受人が立て替えて支払い、その費用については、滋賀県警察本部長宛てに請求すること。

11 その他

- (1) 滋賀県警察本部が指定する場所（別紙、「車両一覧表（国費1）保管場所欄」のとおりに）から引き取ること。

- (2) 搬送計画及び履行期限内の日程調整等は、買受人と滋賀県警察本部担当職員が協議して決めるものとする。

なお、引き取り後、速やかに解体・スクラップすることとし、可能な限り連続した

日程で作業ができるように計画すること。

- (3) 搬送、処分及び書類手続きに掛かる費用については、全て買受人の負担とする。

なお、車両の自走は不可とし、駐車位置等によっては搬出が困難な車両を含む場合がある。

- (4) 解体・スクラップにあつては、履行確認のため、滋賀県警察本部担当職員が現場立会いする場合はこれに対応すること。

- (5) その他、本仕様書に定めのない事項又は記載事項に疑義が生じたときは、担当職員と協議のうえ、滋賀県警察本部の指示又は解釈によるものとする。